

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変世帯分】

○「石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」と一緒に提出してください。

① 下記に間違いなければ、チェック (☑) してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和5年 度住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	収入減少の あった月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年	円	円	円	円	円
	月				収入合計額 A+B+C= 【D】 円					
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年	円	円	円	円	円
	月				収入合計額 A+B+C= 【D】 円					
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年	円	円	円	円	円
	月				収入合計額 A+B+C= 【D】 円					
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年	円	円	円	円	円
	月				収入合計額 A+B+C= 【D】 円					
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年	円	円	円	円	円
	月				収入合計額 A+B+C= 【D】 円					

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入減少のあった月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※年金収入がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を転記してください。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない（0名）場合	100.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.9万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

⇨ これを超える場合は、上段の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、うら面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、おもて面の申立書の中で⑦の額より⑥の額が大きい方「⑥>⑦」について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、おもて面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、記入してください。

- ①おもて面のA×12の額(給与収入分)が、162.5万円以下 → 55万円
 ②おもて面のA×12の額(給与収入分)が、162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
 ③おもて面のA×12の額(給与収入分)が、180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
 ④おもて面のA×12の額(給与収入分)が、360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
 ②帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、記入してください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60万円超130万円未満 → 60万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27.5万円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68.5万円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27.5万円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68.5万円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算のうえ、記入してください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、おもて面①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、おもて面①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない(0名)場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

⇨ これを超える場合は、上段の被扶養者の人数に応じた区分を適用